

産業建設委員会 会議録

=====
日 時 平成30年5月29日（火曜日）
午前10時開会、午後0時7分閉会
場 所 第4委員会室

日 程

- 1 開 会
 - 2 委員長挨拶
 - 3 執行部新任部課長自己紹介
 - 4 協議事項
(1) 都市産業部関係について
(2) 建設部関係について
 - 5 その他
 - 6 閉 会
-

出席委員（8名）

委員長	小坂	博
副委員長	勝田	達也
委 員	内田	卓男
委 員	川原場	明朗
委 員	寺内	充
委 員	矢口	清
委 員	柴原伊	一郎
委 員	吉田千	鶴子

欠席委員（1名）

委 員	竹内	裕
-----	----	---

説明のため出席した者

都市産業部長	塚本 隆行
建設部長	柴沼 正弘
商工観光課長	皆藤 秀宏
農林水産課長	室町 和徳
都市計画課長	佐々木 啓
建築指導課長	坂本 憲一
道路課長	和田 利昭
住宅営繕課長	櫻井 良哉
下水道課	岡田 美徳
公園街路課長	岡田 良一
水道課長	小林 正典
農業委員会事務局	矢口 勉

事務局職員出席者	村瀬 潤一
----------	-------

傍聴者 (なし)

○**小坂委員長** ただ今から産業建設委員会を始めさせていただきますので、よろしく
お願いいたします。傍聴の希望はございますか。

(「なし」という声あり。)

○**小坂委員長** 傍聴の希望はありませんね。それでは、協議に入る前に、新年度の初め
での委員会ということで、執行部においては、4月に人事異動がありましたので、新任
の方、または異動された方から簡単にご挨拶をお願いします。

○**塚本都市産業部長** 改めておはようございます。4月の人事異動により都市産業部長
を拝命いたしました塚本でございます。引き続きとなりますのでよろしくお願いいたします
ます。

○**佐々木都市計画課長** おはようございます。4月1日より都市計画課の方に異動して
まいりました佐々木と申します。よろしくお願いいたします。

○**和田道路課長** 4月1日より道路課に配属されました和田と言います。よろしくお願
いいたします。

○**坂本建築指導課長** 今度建築指導課の方に異動となりました坂本でございます。引き
続きよろしくお願いいたします。

○**小坂委員長** よろしく申し上げます。それでは、これより協議事項に入ります。

始めに ア 平成30年度土浦市一般会計補正予算(第1回)(案)について順次説明
願います。

○**皆藤商工観光課長** 別添資料の1 平成30年度土浦市一般会計補正予算(第1回)

(案)について、でございます。1ページをお願いいたします。事業名は水郷筑波サイ
クリング環境整備事業でございます。予算科目につきましては、第6款 商工費、第1
項商工費、第5目 観光費、第13節 委託料でございます。事業内容につきましては、
広域サイクルーズ運航実証実験業務となっております。こちらサイクルーズの業務に
つきましては、平成28年より実施してございまして、土浦港から潮来港までの運行を
29年度まで実施していたものでございます。今年度につきましては、寄港先を増やす
こと、将来的に広域な取り組みを図っていくことを目的としておりますので、今年度
につきましては、実証実験といたしまして、土浦港から潮来港の間の玉造港に寄港する
ような形で、どういった人が利用されているのかを今年度は確認していきたいと考
えております。こちらの事業は、当初、市の単独事業として、年間8回を予定して
おりましたけれども3月に、県の方からこの事業について、連携して実施したい旨
の連絡がございました。調整した結果、実施回数を全16回に、倍を増やして実施
する予定でございます。前期の4月から7月までは、市の予算で8回実施しまし
て後期分について、9月から来年の3月までの8回を県の予算で執行する予定
でございます。今回の補正にあたりその後期分の事業費を県の方から事業支
度金ということで歳入ということでございますので歳出につきましても実施
するために補正するものでございます。説明は、以上でございます。

○**室町農林水産課長** 引き続きまして、同じ資料の2ページをお願いいた
します。今回補正をお願いするのが、第5款 農林水産業費、第1項 農業費、
第3目 農業振興費

第19節負担金補助及び交付金、事業名 経営体育成支援事業となります。こちらは、国の支援制度でありまして、市を經由して農業者に支援する補助事業となります。事業内容としては、土浦市、人、まちプランに位置づけられた担い手農業者が、融資により農業用施設等を整備・導入するにあたりその経費の一部を補助するものでございます。

今年の3月に国から、この事業の活用要望についての調査がありまして、対象となります53名の認定農業者にこの調査を行った結果、4名の方から申し込み希望があり、国の審査がありまして3名が選ばれ、最終的には1名となりました。今回の補助内容はレンコン栽培用のハウスの購入に関わるもので、補助額は経費の30パーセントまたは補助の上限300万円のいずれか金額が低いものが補助額となり、30パーセントとなりますと補助の上限を超えていますことから、今回は上限額の300万円が今回の補助、補正額となります。なお、財源につきましては、経営体育成支援事業補助金として、県を經由して、歳入としては、全額市の方に入ってきます。説明は以上となります。

○**小坂委員長** ただ今の説明につきまして、何かご質問等ございますか。

○**内田委員** 自転車の件、県からいくら来るの。200万円。

○**皆藤商工観光課長** 予定では、今現在200万円を予定しております。今期分として見積もり合わせを8回分やらせていただく予定でございます。そちらから、委託料の中から歳入。レンタサイクルを利用された方の分が、市の方に雑入として入って来ますので、その分を差し引いた金額がこちらに入ってくる形になります。

○**内田委員** 全体事業は800万円だろう。うちサイクルーズ事業で400万円となっているけど、県からいくら来て、雑入として市にいくら入ってくるのか教えて下さい。

それで、全体事業が800万円なんでしょう。

○**皆藤商工観光課長** こちらの800万円というのが、水郷筑波サイクリング環境整備事業としては、800万円なんですけど、こちらの事業には、事業が4本入っております。サイクリングのサイクルーズ事業が1つと、こちらの方の予算は市の方で200万円ですとっております。それともう1つ、サイクリングイベントとして140万円を予算としてとっております。それとバスなどを利用したサイクリングのツアーの実施とサイクリングの情報発信としまして、サイクリングマップの作成等を作る予定としては、800万円の予算をとっております。その中の200万円がサイクルーズ事業の予算となります。

○**内田委員** ちょっと分からないな。要するにサイクルーズ事業。というものの全体が800万円。全体事業の一部がサイクルーズ事業じゃないのか。

○**皆藤商工観光課長** サイクリング環境整備の中で、当初、600万円予算をとっております。その内訳としてサイクルーズ事業というのとサイクリングマップの作成、それとサイクリングイベント実施の費用…。

○**内田委員** あのな、分からないんだよ。ちゃんと表にして全体事業で800万円。そのうちの600万円から200万円が県から来るんだよというふうに説明しないと分からないよ。本会議の時には、ちゃんと分かるように書いてあれば質問は要らない。

○**皆藤商工観光課長** はい、分かりました。

○内田委員 よろしく。

○塚本都市産業部長 今回のサイクリング環境整備事業というのは、全体の事業で600万円で、4本の事業を行うというものであります。そのうちの1本が200万円で年間8回のサイクルーズ事業を行うという形だったんですが、県も市と一緒に共同で事業を行いたいということですので、新たに8回分プラスする200万円を県の方から出しますので、市で、一緒にやりましょうというものです。これについては本会議の中の本委員会で、表の形にいたしますので、よろしく願いいたします。

○寺内委員 農林水産課長。れんこんハウスで300万円というのは、どれ位の規模のハウスを建てるのよ。

○室町農林水産課長 今、手持ちに見積書はございませんが、約1,200万円程度のれんこんハウスを建てる見積もりに対して補助する形なので…。

○寺内委員 どれ位の大きさの建物を建てるんだって言うてるのに、1,200万円の予算だからという話ではないでしょうよ。例えば、これ位のれんこんハウスを建てるのに、1,200万円掛かるんだよと。その内の30パーセントだから、300万円補助しますよというのであれば分かるけれど、1,200万円の見積って言われてもどれだけの大きさのものを建てるのか分からないから、それを教えて下さいと言ったんだよ。

○室町農林水産課長 今、手持ちの資料がないので、用意させていただきます。

○内田委員 あのね、今の件もそうなんだよ。なあ塚本部長、この辺はよく言って置かないと。議員から質問を受けるのは、内心良しとしないだろう。だったら、分かるような資料とか用意して置かないとだめだろう。資料を作ればいいんだよ。分かる。さっきの商工観光課長の時もそうなんだけど、俺の質問も、寺内委員の時の質問もそうなんだけど、それが書いてあれば、質問がないんだよな。やっぱり、資料の作り方。ここに、1行、2行加えるだけで済んでしまう話でしょうよ。よろしく。

○塚本都市産業部長 今の内田委員からご指摘の通り、説明の内容について、もう少し分かるような形で説明を付け加えさせていただきますので、よろしく願いします。

○小坂委員長 補正予算の説明の方もきちんとお願いします。その他ございますか。

○吉田(千)委員 過去の実績がもし分かれば、今回予算立てしたということですが、どのくらいの数を見込まれているのか教えて下さい。

○皆藤商工観光課長 28年度につきましては、8回実施しまして63名の参加をいただきました。29年度につきましては、5回実施いたしまして153名の方に利用されております。そして、平成30年度につきましては、今現在、5回実施いたしまして、92名の参加をいただいておりますが、未だ参加者は少ない状況であります。

○寺内委員 皆藤課長。書類を出すのなら、1回にどれくらいの運行で、どれくらいの経費が掛かるのか一緒に書いておいてくれないかな。

○皆藤商工観光課長 はい、分かりました。

○小坂委員長 他にございますか。

(「なし」という声あり。)

○**小坂委員長** 質問もないようですので、次に イ 平成30年度土浦市下水道事業特別会計補正予算（第1回）（案）について説明願います。

○**岡田下水道課長** 別添資料2をお願いします。平成30年度土浦市下水道事業特別会計補正予算（第1回）（案）につきましてご説明いたします。1ページをお開き願います。下水道の水洗化普及費につきまして、茨城県の森林湖沼環境税を活用いたしました湖沼水質浄化下水道接続事業の制度拡充に伴いまして、湖沼水質浄化下水道接続事業補助金1,514万円の増額補正をお願いするものでございます。財源につきましては茨城県から湖沼水質浄化下水道接続支援事業費補助金といたしまして、1,346万円と一般財源168万円を予定しております。2ページをお願いします。拡充内容でございます。真ん中に、現行は供用開始から3年以内に浄化槽等から下水道に接続した住宅に対しまして、工事費の一部を県と市で2万円ずつ、計4万円の補助金を行ってまいりました。茨城県は霞ヶ浦の生活排水対策を加速させるため、今回、制度の拡充を行っております。平成30年度から平成33年度までの期間、供用開始から4年以上経過した住宅に対しても補助を行うという制度に改正しております。また、65歳以上、18歳未満の方がいる世帯で、所得が334万円未満、収入にしまして約600万円未満の世帯に対しまして、現在まで、左側については、工事費が35万円掛かっても、県と市の補助が最大で4万円までの補助となっておりますが、今回、右側の拡充によるものと同じく、35万円の工事費が掛かった場合、県と市の補助の4万円のほか、県は、更に最大31万円を上限としまして、合計最大35万円を上限として補助を行うように事業内容が拡充されております。制度拡充に伴いまして、4年以上経過して制度内容が見込まれる46件、高齢者、子育て世代の38件を見込みまして補正をお願いするものでございます。説明は以上でございます。

○**小坂委員長** ただ今の説明につきまして、何かご質問等ございますか。

○**内田委員** あのう、年齢制限、所得制限が付いているのは、県の条件なの。土浦市の条件なの。

○**岡田下水道課長** 県の補助金交付要項で定められております。

○**内田委員** というのは、所得がれんこん農家だとすると、所得はこんなもんじゃないよな。600万円だっけか。そしたらやらないよ。

○**岡田下水道課長** この制度におきましては、やはり生活費等が苦しくて、浄化槽から下水道への切り替えが出来ないという方を対象に、県の方で補助すると。色々な水洗化のPRをやっており、予算的なものが厳しいという内容に基づき、県の方が拡充したというような状況でございます。

○**内田委員** 税金払っている訳でしょ。1,500万円、2,000万円所得がある人は、ちゃんと税金払っている訳ですよ。もらっている訳だよ。所得が高いからと言って、税金出しません。何これって思っている人いると思うよ。やっぱり、考え方を変えないとやらないよ。生活慣れちゃっているから別に水洗化しなくていいよ。俺ん家浄化槽ちゃんとあるからやらないよって言われたら、それでおしまいなんだよ。結果、霞ヶ浦が汚れているということになればあれだけど。俺は、所得制限を省くべきと思うけど

な。これは意見です。部長どう思う。

○柴沼建設部長 内田委員のご意見も1つあった中でですね、あえて言わせていただきますと、今回の制度は、所得が多い方でもこれまで3年までの期間という制限がありまして、その時期を逃してしまった方でも4年目以降も、県から2万円、市からも2万円合わせて4万円の補助が受けられる制度で、実際31万円の部分は確かに所得が少ない方が対象ですけれども、それ以外の方も4万円という補助が出ますので、普及活動に歩く上で、是非、4年以上の方も対象という制度となっておりますので、この機会にという形で普及に努めていきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

○寺内委員 岡田課長。何名、何名ということで、補助申請があったということだけれど、どの地区が一番多いの。例えば、宍塚地区に下水道を入れて、本管につないで下さいということなんだが、受益者負担金の問題があつてつないでないという問題もあると思いますが、だから、まずは水洗化の普及の前に、普通は下水道に繋いでもらうことが先じゃないのかなと思うんだよ。県からこういう事業が来たから、市の方もこういうことでやりますということだけど、市は市でそういう問題抱えているんだろ。今部長から、水洗化に努めているんだよと言ってるんだけど、下水道につないでいないのに、どうやって水洗化するんだよ。だから、そういうことを合わせて進めていかないと、絶対普及なんてどう考えたって出来ないと思うよ。

○柴沼建設部長 寺内委員のご意見のように、未接続の世帯の受益者負担金の問題や宅内の水洗化の工事ですといった2つの課題があるかと思えます。そういった中で、あえて受益者負担金の分は触れてないのご指摘ですが、県の方で工事費の分を補助しますという提案がありまして、市もこれに乗っかっていかないと、折角、県が作った制度、これが活かされないというのも困りますので、今回は、受益者負担金の話は棚に上げて置くという訳ではございませんが、まずは、県の制度が活用出来るように市の方も体制を作ろうということになっておりますので、今後、また受益者負担金の件につきましては、引き続き考えていきますのでよろしく申し上げます。

○寺内委員 また後で議論しようよな。決着しなくちゃならない問題だから。

○吉田(千)委員 ちょっと確認なんですけれども、現行は、3湖沼の流域内なんですけれども、今回は、霞ヶ浦流域のみの拡充ということで、そうしますと、今回霞ヶ浦だけが拡充されると思うのですが、現行の3湖沼の方も、残っているということよろしいのですか。

○岡田下水道課長 霞ヶ浦関連の市町村におきまして拡充がされたら、現行の霞ヶ浦流域以外の市町村への補助については、現行の3年以内に接続した場合の補助、県から2万円、市から2万円という制度は残っております。

○吉田(千)委員 ありがとうございます。

○内田委員 あのね、霞ヶ浦をきれいにするつもりだから、想定は、田村、沖宿、手野、木田余。あの周辺を想定、イメージした時に、ハス農家はね、600万円以下の所得の人。計算したら分かるよな。まして、同居している息子さんが、400万円、500万円所得がある。そうすると対象外だよな。せいぜいコメ農家は該当するよ。コメで

は600万円以上の収入がない訳だから。県だって、この制度を作った時から分かっていたんだよ。いくら補助金を出さなくても、という考えしか受けとれないよ。きれいごとで一応やっていますことでしかないような気がする。要するに、その時、この所得じゃ出ないよねという印象を持つ。特に、虫掛にお住いの部長と…。

○柴沼建設部長 現在、田村沖宿地区が下水道を一番整備している地区、内田委員のおっしゃるとおりなんです。3年を越えている地区、いわゆる、それ以外の地区。当時現行の制度、3年未満で、県で2万円、市で2万円、合計4万円の補助を使えなかったお宅でですね、今回は、それ以前の方々も対象となりますので、そういったところも拾うエリアを拡充して、土浦市の公共下水道が整備されているところ全てを対象となりますので、広く下水道の普及に努めるという意味でご理解下さい。

○内田委員 やらないより、やった方がいいです。よろしくお願いします。

○小坂委員長 他にはありませんか。

(「なし」という声あり。)

○小坂委員長 質問もないようですので、次に ウ 平成30年度土浦市農業集落排水事業特別会計補正予算(第1回)(案)について説明願います。

○岡田下水道課長 別添資料3をお願いします。平成30年度土浦市農業集落排水事業特別会計補正予算(第1回)(案)についてご説明いたします。1ページをお開き願います。農業集落排水管理につきまして、下水道事業と同様に茨城県の森林湖沼環境税を活用しました、湖沼水質浄化下水道接続事業の制度拡充に伴いまして、湖沼水質浄化下水道接続事業補助金273万円の増額補正をお願いするものでございます。財源は、茨城県からの補助金245万円、一般会計28万円でございます。制度拡充に伴いまして4年以上経過して接続が見込まれる高齢者、または子育て世代の7件を見込みましての補正をお願いするものでございます。説明は以上でございます。

○小坂委員長 ただ今の説明につきまして、何かご質問等ございますか。

○寺内委員 農業集落排水事業というのは、市内に4箇所ありますよね。どこの地区を対象としているの。

○岡田下水道課長 農業集落排水事業につきましては、新治地区が加わりましたので、現在6箇所供用開始しております。接続率につきましては、沢辺地区等はほとんど100パーセントに近い状況となっております。一番低いのが西根地区、東部の一部となっておりますので、その辺を中心に水洗化のPRをしてまいりたいと考えております。

○寺内委員 何を聞いているのか分かるかい。どこの地区で、例えば6人とか、何件接続しますと言ったけど、どこの地区で接続を行うのかで、PRしろと言っている訳ではないよ。

○柴沼建設部長 農業集落排水につきましては、もう既に全て、3年以上経過しておりますので、今まで全然こういった補助の対象のエリアから外れてた訳なんです。今回こういうことで、公共下水道と同じように4年以上経過したものについて、農業集落排水にも使えるということになりましたので、市内全域、農業集落排水に関連している地

域全てを想定して、今の普及率等を考慮して見込んでおります。

○寺内委員 見込んでいることは分かるけど、ここで6件、ここで8件というのがあるんだろうよ。それが、沢辺地区で6件なのか、西根地区で6件で見込んでいるのか、そういうところを教えてくださいと言ってるんだよ。

○岡田下水道課長 全体で、100数件未接続のお宅があります。実際に聞きますと、高岡地区で2件、西部地区で7件、沢辺地区で6件、北部地区で16件、東部地区で63件、西根地区で43件の未接続の住宅がございますので、その中で14件を見込んでいるような状況ですので…。

○寺内委員 全部で14件を見込んでいるということなのか。

○岡田下水道課長 はい。全体で14件でございます。

○寺内委員 だから、そういうふうに説明してくれないと。

○内田委員 西根が特殊な数字になってますね。これ何か原因があるの。何か過去にトラブルったとか。

○岡田下水道課長 西根地区におきましては、やはり、側溝があるとか、整備が遅れましたので、浄化槽に切り替えた世帯が多いと。高岡地区とか西部地区とかは昭和60年代から整備しており、浄化槽からの切り替えの普及が少なかったので、農業集落排水への加入が推進されたと考えております。

○内田委員 そういうことなの。浄化槽でやっているから加入していない。

○岡田下水道課長 切り替えをしていないような状況でございまして。その、切り替えのPRをしていきたいと考えております。

○小坂委員長 他にありますか。

(「なし」という声あり。)

○小坂委員長 質問もないようですので、次に エ 平成29年度土浦市水道事業会計予算の繰越について説明願います。

○小林水道課長 別添資料4をお願いいたします。1ページをお願いいたします。

平成29年度土浦市水道事業会計予算の繰越につきましてご説明申し上げます。まず水道事業の繰越につきましては、地方公営企業法第26条第3項の規定により報告案件となっております。同条第1項の規定によります建設改良費の繰越となっております。

内訳でございしますが、配水管施設整備事業につきましては、1ページにございます実施設計業務委託の1件を繰越いたしました。繰越理由は、占用意見の協議について、関係機関との協議に不測の日数を要したことでございます。次に、老朽管の更新事業におきましては、位置図の3ページから10ページにございますが、工事8件を発注したところでございます。繰越の理由につきましては、関係機関との協議に日数を要したことでございます。特に3ページにございます工事につきましては、摩利山の踏切内の工事であり、JRとの協議に日数を要したことにより、不測の日数を要したものでございます。次に、配水場の整備事業におきましては、位置図の11ページになりますが、工事1件の繰越をいたしております。繰越理由は、神立配水場のポンプ・モーター工事において、設置機器の調整に不測の日数を要したことによるものでございます。以上3事業

で、委託1件工事9件、合計10件の年度内竣工が困難となりましたことから、30年度へ繰越したものでございます。

○小坂委員長 ただ今の説明につきまして、何かご質問等ございますか。

（「なし」という声あり。）

○小坂委員長 質問もないようですので、次に オ 土浦市建築基準条例及び土浦市手数料条例の一部改正（案）について説明願います。

○坂本建築指導課長 別添資料5 土浦市建築基準条例及び土浦市手数料条例の一部改正（案）でございます。1ページをお開き下さい。

1の条例改正の背景でございますが、都市緑地法等の一部を改正する法律、平成29年5月に公布されまして、建築基準法の一部改正により、新たな用途地域といたしまして、田園住居地域が創設されました。これ等により、条例の改正を行うものでございます。4ページをお開き下さい。土浦市建築基準条例の改正案についてご説明いたします。新旧対照表の左欄、第46条5号中の全てをひらがなから常用漢字に改めます。5ページをお願いいたします。改正の案、57条の表、中央の都市計画法第8条3項の第2号イと改め、中段の第2種低層住居専用地域の下段に田園住居地域を加えるものです。

5ページの下に6ページがつながります。続いて6ページをお願いいたします。改正後の（案）でございますが、法第56条の2項の規定により、これは、日陰による中高層建築物の高さの制限を4メートルに指定する文言を加えるものです。これは、平成14年の法改正時に、4メートル又は6.5メートルのいずれから指定できることとなっておりますが指定せず4メートルで運用しておりました。今回改正に合わせ、4メートルと指定をするものでございます。続きまして、7ページからが手数料条例となります。

8ページをお開き下さい。建築基準法上に田園住居地域が加わったことで、条項ずれが生じたことから、中段の第13項、ただし書きを加え、その後に又は第14項ただし書きと改めるものです。また、文言を改めるものとしたしまして、9ページから14ページまでの、建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合の文言を容積率、そして、建築物の建築面積の敷地面積に対する割合を建ぺい率とし、合わせて12ページ以降の建ぺい率を漢字で建蔽率と改めるものであります。施行は公布の日からと考えております。説明は以上でございます。

○小坂委員長 ただ今の説明について、何かご質問等ございますか。

○内田委員 これ、6ページなのかな。高さが4メートルということなんだけど。要するに平均地盤から4メートル。構造物だよ。2階建ては建てられないということ。

○坂本建築指導課長 4メートルの部分につきましては、高さの基準の方がですね、建物を建てる地盤のところなんですけれども、地盤より、この場合は4メートルの高さの部分。本来であれば日陰というのは、地盤面に建物の影が映る部分を指していると思うんですけど、この場合は、4メートルの高さ、ある程度の構造物の建築が出来る地域です。地面のところはほとんど日陰になってしまうという関係から、4メートルの高さの部分の日陰になった、その部分の時間、4メートルになった時の1日当たりの日陰の時間を規制するものになってございます。

○内田委員 日照の高さか。

○坂本建築指導課長 はい。日照時間です。高さ4メートルのところに、1日何時間日陰が出来るかというものであります。それは想定します。軌跡図を作りまして、提出していただいて、審査しております。

○内田委員 それは今までなかったの。

○坂本建築指導課長 はい。4メートルか6メートル50センチ、どちらでもよいということになっておりましたから、土浦市は、運用上厳しい6メートル50センチでやっておりました。今度は、茨城県の方も改正したということで、この条例案と合わせて改正すると、新たに文言として組み入れるということでございます。

○内田委員 はい、分かりました。

○小坂委員長 他に、ご質問等ございますか。

(「なし」という声あり。)

○小坂委員長 質問もないようですので、次にカ 市道路線の認定及び変更(案)について説明願います。

○和田道路課長 別添資料6をお願いします。市道路線の認定及び変更(案)についてご説明いたします。1ページをお願いいたします。1の市道の認定及び変更(案)についてで、ございますが、認定路線5路線、変更路線1路線でございます。2ページをお願いいたします。市道認定路線の概要として5件ございますが、1点目の板谷64号線につきまして5ページをお願いいたします。当該箇所は板谷6丁目地内の国道6号線バイパス西側に位置する場所でございますが、開発行為に伴い、区域内に延長151.32メートルの市道を新設するものでございます。2点目の神立東二丁目29号線につきましては、6ページをお願いいたします。こちらの図面の方で、点線にて表記しております。市道1級42号線については、現在整備中でございますが、今年度整備を予定しております。東西に延びる市道1級3号線との交差部より、北側につきまして県道戸崎上稲吉線の一部を県から引き継ぐ箇所がありますことから、神立東二丁目29号線としまして、49.64メートルの区間を認定するものでございます。また、3点目の白鳥107号線につきましても、2点目の神立東二丁目29号線と同じく、県道の一部112.96メートルの区間を引き継ぎまして、市道に認定するものでございます。なお、市道1級3号線の一部を越えました市の整備区間であり、北側の約250メートルの区間につきましては、事務の方で引き継ぐものでございます。続きまして4点目の右舂136号線につきまして、7ページをお願いいたします。当該路線は、右舂配水場の整備に伴いまして、現道の右舂80号線の一部が右舂配水場の施設内となるため廃止となりまして、56.50メートル間の認定が生じたもので、また、5点目の右舂137号線につきましても、4点目と同じく一部廃止した右舂80号線の付け替え道路として107.70メートルを新設するものです。続きまして、8ページの市道変更路線の概要についてでございます。右舂80号線につきまして8ページをお願いします。先にご説明をさせていただきました、右舂配水場の敷地内となりました市道右舂80号線の一部区間の廃止によります市道延長の変更となりますので、よろしくをお願いいたします。

以上でございます。

○小坂委員長 ただ今の説明につきまして、ご質問等ございますか。

(「なし」という声あり。)

○小坂委員長 質問もないようですので、次に キ 専決処分の報告(和解について)説明願います。

○坂本建築指導課長 別添資料7の専決処分についてのご報告いたします。1ページをお開き下さい。和解について、これは公用車の交通事故による損害賠償金で和解するものであります。事故発生の日時、平成29年12月1日午前9時15分、場所の方が田中町、土浦市消防署付近でございます。事故の概要につきましては、2ページの位置図を参照して下さい。中央の丸のところは事故現場です。職員の車、これは公用車でございます。市道田中2丁目7号線を公用車が、幹線道路1級17号線に入る際、虫掛方面より来た相手方車両にぶつかりまして、事故が起きたというものでございます。3ページの右上の写真が公用車の正面が破損しております。下が相手方車両でございます。右側前面のバンパーが破損しております。1ページに戻りまして、和解の概要でございますが、相手方に対し、市の過失割合は80パーセント。修理費の全額16万7,584円に対しまして、8割負担の13万4,067円を支払うことで和解でございます。この事故により、本人も大変反省をし、また、このような事故が起きないように職員一同安全運転に留意するものであります。よろしく申し上げます。説明は以上です。

○小坂委員長 ただ今の説明につきまして、何かご質問等ございますか。

(「なし」という声あり。)

○小坂委員長 質問もないようですので、次に ク 専決処分の報告(道路管理瑕疵)について説明願います。

○和田道路課長 別添資料8 専決処分の報告について、道路管理瑕疵についてで、ございます。1ページをお願いいたします。道路施設に係る損害賠償について下記のとおり和解したものでございます。事故発生の日時、平成30年3月7日 午前5時頃でございます。事故発生の場所、土浦市菅谷町地内でございます。2ページの位置図に示してありますとおり、鶴沼付近の道路で発生したものでございます。事故の概要としましては、相手方車両が、市道菅谷52号線を走行中、舗装に穴が開いた箇所を通行した際に、当該車両の一部を破損したもので、3ページの方でございますが、状況写真となっております。和解の概要としましては、相手方に対し、賠償額3万3,040円のうち、土浦市の過失割合としまして9,912円を支払うことで和解が成立したものでございます。

当該地につきましては、道路境界等の問題により本格的な改修工事等が困難な状況となっておりますので、舗装が剥離した箇所につきましては、随時巡回により補修等を行っていくところでございます。以上でございます。

○小坂委員長 ただ今の説明につきまして、何かご質問等ございますか。

(「なし」という声あり。)

○小坂委員長 質問もないようですので、次に ケ 訴えの提起について説明願います。

○櫻井住宅営繕課長 別添資料の9の2ページをお願いいたします。訴訟者の家族構成と、それから滞納金の月数の方が書いてございます。家族構成としましては、本人と子供2人。それから滞納金額につきましては、5月1日現在でございますけれども、25万2,000円で、月数は29ヶ月でございます。報告案件としましては滞納金額が60万円未満と少額であり、以前より寺内委員や内田委員からのご指摘ございましたとおり、少額であれば弁護士依頼ではなくて、司法書士でも可能ではありますので、今回の物件につきましても、司法書士の方に、依頼してまいりたいと考えております。それと、委員長。29年度の4月に議案として提出させていただきました、無権限居住の物件が2件と、高額滞納の2件、合わせて4件の明渡しにつきまして、3件につきましては、判決で勝訴と言い渡されておりますけれども、残り1件につきましては、無権限居住なんですけれども、こちらに関しましては現在係争中でございます。ということをご報告させていただきます。勝訴した3件につきましては、今後、強制執行の方に移らせていただきたいと思っております。以上でございます。

○小坂委員長 ただ今の説明につきまして、何かご質問等ございますか。

（「なし」という声あり。）

○小坂委員長 質問もないようですので、次に（2）報告事項に移ります。

ア 入札案件について都市計画課から順次、説明願います。

○佐々木都市計画課長 別添資料10をお願いいたします。私の方から報告事項入札案件の都市計画分につきましてご説明の方させていただきます。1ページでございます。土浦港周辺広域交流拠点整備建築主体工事でございます。まず、1ページの方に位置図を付けさせていただきましたが、工事箇所でございますが、川口二丁目地内の陸上競技場の道を挟んで、向かい側1万1,473.8平方メートルの敷地に、広域交流拠点本体ですとか、芝生広場などを整備するものでございます。資料の2ページには、敷地平面図の方を付けさせていただきましたが、今回の案件につきましては、平面図の真ん中に位置します拠点施設の建築本体の整備と敷地全体の粗造成及び既存樹木等を実施するものでございまして、工期につきましては31年3月15日までとなっております。

更に3ページには、拠点施設の平面図の方を付けさせていただきましたが、施設内にエントランスホールとか、多目的ホール室ほか、シャワーなどを整備することとなっております。説明につきましては以上でございます。

○和田道路課長 別添資料の10の4ページをお願いいたします。こちらは、市道小松三丁目7号線実施設計委託でございます。委託概要としましては、委託延長が65メートルの区間につきまして、現況約2メートル幅の道路を4メートルに拡幅整備する計画となっております。5ページでございます。市道中高津二丁目3号線基礎調査でございます。委託概要としましては、延長200メートルの区間につきまして、現況、約1.8メートル幅の道路を4メートルに拡幅整備する計画することとなっております。

6ページをお願いいたします。市道荒川沖東二丁目1号線基礎調査委託でございます。

委託概要としましては、延長170メートルの区間につきまして、現況、約3.6メートル幅の道路を4メートルに拡幅整備する計画となっております。以上でございます。

○**小坂委員長** ただ今の説明につきまして、何かご質問等ございますか。

○**寺内委員** 和田課長。これ、千鳥ヶ丘がなくなって小松三丁目になっちゃったの。昔は千鳥ヶ丘町ってあったんだけど…。今もあるよな。そこの工事なのに、小松三丁目地内ってなってるから…。

○**和田道路課長** …。

○**寺内委員** 分からなければ後で教えてくれればいいよ。地元じゃなければ分からないよな。

○**内田委員** あのね、余談なんだけど。私よく水郷公園行くんですよ。例えば、日曜日、祭日に行くとな、自転車の恰好をした連中が、皆あそこに帰って来るんだよ。あそこで着替えて行く連中はものすごく多いです。それだけサイクリングが盛んであるかと思うんだけど、こんなにいるのかと思うほどいます。

○**寺内委員** 内田委員の関連なんですけど、木田余街道が土曜日、日曜日はサイクリングの人たちが行ったり来たりで、特に、押しボタン式信号では、信号が変わるのが早く大渋滞になっている。ただ、私らが心配なのは、サイクリングやっている人は、後ろの車を気にしないことが多いので、サイクリングを推進していくところですけど、サイクリングをやる方にも、マナーを守っていただきたい。柴沼部長に言うのも申し訳ないけれども、生活安全課を通して徹底させてもらった方が非常にありがたいと思います。

○**柴沼建設部長** サイクリストのマナーを含めて、現在、市長公室が中心となり、市全域で、検討しているところですので、そういった意見を十分反映させていただき、サイクリングの環境作りに努めていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。

○**小坂委員長** 他に、何かございますか。

(「なし」という声あり。)

○**小坂委員長** 質問もないようですので、次に イ 生産性向上特別措置法に係る「土浦市導入促進基本計画」の策定について説明願ひます。

○**皆藤商工観光課長** 別添資料1 1 を願ひいたします。生産性向上特別措置法に係る「土浦市導入促進基本計画」の策定について、生産性向上特別措置法、こちらにつきましては、国が中小企業の生産性の相乗に向けた設備投資を後押ししていくというものでございます。本年6月に施行予定をしております、3年間の期限付きというものでございます。法案の方は施行されまして、法案に基づきます国の導入の促進の趣旨というのが策定されました場合には、本市におきましては、平成30年度から平成32年度までの3年間、市内の中小企業者などが生産性向上に設備投資を行った際に、償却資産に係る固定資産税を3年間全額免除するというものでございます。なお、この減収分につきましては、普通交付税の内容の75パーセント固定されるようなこととなっております。続きまして、制度の流れでございまして、資料1 ページの2番を願ひいたします。国の今後の予定でございまして、①番生産性向上特別措置法の施行、こちらが6月に施行予定ということでございまして。続きまして、施行に伴います、国の②番の導入促進指針というものが策定されます。こちらは、現在、パブリックコメントをしていところでございまして、今日がパブリックコメントの締め切りとなっております。とい

った内容となっております。1 ページ中ほどの市というところを見ていただきたいのですが、国の方で、導入されて導入促進の指針が策定されました後に、市の方で策定の指針に基づきました、導入促進の基本計画を策定することになります。策定し、国と協議をいたしまして、この基本計画の同意をいただくこととなったところで、初めて申請の受付が開始されるという運びになります。申請の受付になりますと、中小企業の方におきまして、先端設備等の導入計画というものを市の方に提出していただきまして内容によって認定を受けられた場合には、固定資産税の減免を行う運びになります。続きまして、2 ページ目をお開き願います。今現在、市の方で導入基本計画の内容等、またフォーマット等が、まだ国から示されておりませんので、現在は、この内容で国の方と事前協議ということで、実施させていただいているところでもあります。そこで、先端設備というのはどういうものかということになるのですが、3 ページの上の大きい3 番を見ていただきますと、こちらのように国の方では分かれておりまして、機械及び装置、器具及び備品、工具、建物付属設備というようなものになってございます。あと、どのようなものが先端設備かと申しますと、こちらにつきましては、今ある機械から新しい機械に入れ替えることで、生産性が1 パーセント以上向上するということが1 つの条件となっております。それで1 パーセント向上するということを各工業会があるので、各工業会で認定したものについてのみ認めますという内容になってございます。

説明は、以上でございます。

○**小坂委員長** ただ今の説明につきまして、何かご質問等ございますか。

○**内田委員** これに該当の見込みのものは、何件位来ているのでしょうか。

○**皆藤商工観光課長** 今現在では、まだ出ておりません。

○**勝田副委員長** こちらのですねPR というか、周知に関しては、商工会議所さんの方でやるような感じですか。商工会議所の方からと聞いていたのですが。

○**皆藤商工観光課長** こちらは、もちろんホームページにも出しますけれども、審査内容等につきましては、会議所の方と連携を図ってやっていきますので、会議所のホームページの方にも掲載をお願いしたいと考えております。

○**小坂委員長** 他に、何かございますか。

(「なし」という声あり。)

○**小坂委員長** 他に質問もないようですので、次に ウ 「土浦市観光基本計画」の策定について説明願います。

○**皆藤商工観光課長** 別添資料1 2 をお願いいたします。「土浦市観光基本計画」でございしますが、今年度、第1 次土浦市観光基本計画が終了いたしますことから、今年度は、第1 次土浦市観光基本計画の取りまとめと第2 次土浦市観光基本計画の策定を進めていくところでございます。資料1 の一番下を見ていただきたいと思いますと思いますが、今後の予定としましては、年4 回の調整会議と年4 回の推進会議を実施していく予定でござい

ます。3 1 年1 月にパブリックコメントを実施して今年度中に策定していく予定ででございます。今後、各委員会において、進捗状況についてご報告をさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

○小坂委員長 ただ今の説明につきまして、何かご質問等ございますか。

(「なし」という声あり。)

○小坂委員長 質問もないようですので、次に エ 小町の館「田植え体験」事業について説明願います。

○皆藤商工観光課長 別添資料13をお願いいたします。こちらの「田植え体験」事業についてで、ございますけれども、この事業につきましては、平成25年度から実施しております。今回で6回目となります。目的といたしましては、小町周辺の自然を活かしまして都会の方に来ていただいて、まちなかで味わえない体験をしていただくというものでございます。昔ながらの手作業で田植え体験を家族、子供達にもやっていただきまして、泥んこになって楽しんでいただくのが目的でございます。田植え後は、小町の館にあります、かまどを利用して、炊いたご飯を味わっていただく。また、毎年多くの方に参加してもらっており、今回は86名の方に参加いただく予定でございます。場所になりますけれども、こちらは、商工観光課の方で借り上げております、小町の館の北側の棚田2面を利用いたします予定で、参加費は大人500円、子供300円となっております。参加費の内訳としては、保険代と昼食代となっております。

○小坂委員長 ただ今の説明につきまして、何かご質問等ございますか。

(「なし」という声あり。)

○小坂委員長 質問もないようですので、次に オ 「平成30年度土浦ブランドアッププロジェクト田植え体験会ワークショップ」について説明願います。

○室町農林水産課長 別添資料14をお願いいたします。土浦ブランドアッププロジェクト田植え体験会ワークショップの開催についてご報告を申し上げます。1ページの事業概要をご覧ください。体験会の開催日時は6月9日(土)9時30分から行いまして、開催場所については小町の館に隣接します水田において実施します。参加者は、4番の実施内容に記載がございますが、地元住民、農業者、駅ビル運営会社とありますが、アトレの社員の方でも参加いただけます。他には、大学生や、国内在住の外国人でも参加いただけます。この事業の狙いでございますが、5番の今後の予定にも記載しておりますが、稲刈りを体験し、刈り取った稲は、おだかけをして乾燥し、おいしいお米、ここでは、(仮称)プレミアム小町米とありますが、各地の高い米として、市内の飲食店に提供出来るように取り組んでいきたいと考えております。なお、2ページには、体験館のチラシを付けさせていただきました。説明は以上でございます。

○小坂委員長 ただ今の説明につきまして、何かご質問等ございますか。

○柴原委員 これ2日間もやるの。

○室町農林水産課長 2回やるということでございます。

○内田委員 ちょっと分かりにくいんだけど、小町の館の事業とブランドアップの田植え体験会の事業では、どこが主催なのか、何なのこれ。

○室町農林水産課長 まず、商工観光課でやる事業につきましては、小町の館が主催でやる事業でございます。農林水産課の方では、土浦ブランドアップ推進協議会が農家の田んぼをお手伝いする形で実施してまいります。先程説明させていただきましたけれど

も、農林水産課の狙いといたしましては、ブランドアッププロジェクトの1ページにありますけれども、イメージ図として、都市と農村の交流の拠点として、小町の館を想定し、そこで、農林水産物を作り、土浦のブランドを上げていきたいと考えており、全て手作業で、おいしいお米をつくって、付加価値を付け、市内の飲食店に提供して人が集まるような拠点作りをしたいと考えております。

○**内田委員** ちょっと何だかよく分からないな。小町の館の田植え体験事業の管理は、商工観光課の単独事業でしょ。これは、どういう事業で、こちらは反歩で、こちらは何反歩とか、何坪単位では、ブランドアップにはならないんでしょ。こちらは、参加者に合わせた面積をやれば事は足りる話しかも知れないし、そういうことを少し整理して、教えて下さい。

○**塚本都市産業部長** 元々は、農林水産課では田んぼアートと言って、田んぼに違う種類の稲を植えてやってきたということで、商工観光課では、前から都市と農村の交流をさせるために、昔ながらの田植え体験ということでやってきました。田んぼアートの方に子どもが入ってしまうと絵のように植えることが出来ないということがあって、別々にやってきた経緯があります。今年度については、田んぼアートは当初の目的は達成しているので、一旦休止ということで、また、ブランドアッププロジェクトは続いており今年が最終年度となっておりますが、その流れで今回もやっていこうかと思っておりますが、委員さんからもございましたが、田植えを2週続けてやるのはいかなものかということですが、その後うまく目的を組み合わせれば1日で、もうちょっと大人数の参加者でもっと賑やかに出来るのではないかということも、いただいておりますので、その辺のことも含めて、来年度には検討していくということで、今考えているところでございます。今回、違いについてどういうことかというのは、本定例会の委員会に、比較表を付けてご説明するための資料を作りたいと考えております。

○**小坂委員長** 他に質問はございますか。
（「なし」という声あり。）

○**小坂委員長** 質問もないようですので、次に カ 土浦駅前北地区市有地有効活用事業用地取得者公募の結果について説明願います。

○**佐々木都市計画課長** 別添資料15をお願いいたします。土浦駅前北地区市有地有効活用事業用地取得者公募の結果につきましてご説明の方をさせていただきます。資料1ページをご覧いただきまして、この件につきましては、議員の皆さまに、開札のあった4月24日にファックスで結果の方をご一報させていただいたところでございますが、改めて概要等につきましてご説明させていただきます。土浦北地区再開発事業区域に隣接いたします市有地約0.23ヘクタール詳細な場所につきましては、2ページに位置図を付けさせていただきました。ちょうど、アルカスの北側の2,300平方メートルこちらがその位置でございます。資料1ページに戻りまして、こちらの市有地につきましては、民間活力を活用いたしまして、効果的、効率的な土地活用を促進することで、中心市街地の活性化につながる居住機能等の集積を計ることを目的といたしまして、今年の3月12日から4月20日までの取得者の公募を行ったところでございます。資料

の下側に今後の状況を付けさせていただきますましたが、いずれも分譲マンションとして活用計画します、株式会社日立ライフと株式会社穴吹工務店のこの2社に公募をいただいたということでございます。4月24日に開札をした結果、株式会社日立ライフが入札金額2億1,000万円で落札したとなりまして、その後5月18日に売買契約を締結したものでございます。今後のスケジュールを付けさせていただきますましたが、日立ライフ側のスケジュールでございまして、あくまでも、現段階の計画ではございますが、ファミリー向けの分譲マンションの建設を計画しておると、平成31年9月に工事に着手し、33年1月完成予定と伺っておるところでございます。説明は以上でございます。

○小坂委員長 ただ今の説明につきまして、何かご質問等ございますか。

(「なし」という声あり。)

○小坂委員長 質問もないようですので、次に キ 宅地耐震化推進事業について説明願います。

○坂本建築指導課長 別添資料16 宅地耐震化推進事業についてご説明いたします。

1ページをお開き下さい。この資料は、一定規模以上の造成した盛土箇所をマップ化し大規模盛土の造成地の位置と種類をホームページ上で公表する事業でございます。

事業の概要でございますが、平成7年の兵庫県南部地震等により盛土箇所での滑動崩落による災害が多発したことを受けまして、平成18年に、宅地耐震化推進事業が国によって創設されました。この事業により一定規模以上の盛土で造成された区域の位置や種類を示し、市民の皆さまとともに災害防止や被害の軽減に役立てていくため作成いたしました。調査対象地が面積3,000平方メートル以上かつ2メートル以上の盛土。

勾配20度以上かつ5メートル以上の腹付け盛土箇所となります。公表内容ですが、盛土造成地マップに抽出した183箇所を示すものでございます。周知方法ですが、市の広報紙の方に7月上旬号で掲載いたしまして、その後、ホームページ上に掲載する予定でございます。2ページをお願いいたします。内容でございますが、マップと合わせて公表いたします。まず初めに概要を記載し、下段に大規模盛土造成地とは何ぞや。そして、右上の調査方法及びマップについて、では、調査範囲の抽出方法については、現況の地形図等と空中写真をコンピューター上で重ね合わせ調査したその旨、記載してございます。その下にQ&Aとしまして、1点、Q1では、なぜ公表するのですか。大規模盛土造成地の位置や記号を示すことで、身近であることを知ってもらうことが目的となっているものでございます。続きまして、3ページをお願いいたします。これがマップとなります。縮尺は6万5,000分の1となります。右下の凡例の中に緑の楕円形が谷埋め盛土箇所、オレンジの楕円形が腹付け盛土となります。公表は、2ページの概要と3ページのマップとなります。概略的な地図でございますので、大変小さく見づらいものでございますが、自分の付近に盛土箇所があるかなあというような認識をしていただいて、普段の状況から地域の状況、擁壁又は道路に隣接する部分のクラックなど、そういうものを気づいてもらうことで、災害が起きた時に緊急の対処方法が出来るというようなことで、情報提供をするということでございます。また、窓口の方では1万分の1の図面の方も閲覧可能となっております。詳細に聞きたいというお客様がいらっしゃれば

窓口の方で対応したいと考えております。説明の方は以上となります。

○小坂委員長 ただ今の説明につきまして、何かご質問等ございますか。

○内田委員 ちょっといいですか。グリーンクエストだっけか、あの桜ヶ丘の助川元市長の下のところの、3.11でメインの道路がかなり陥没して、1メートル位陥没している。そういうことを言っているの。

○坂本建築指導課長 阪神大震災から始まりまして、3.11そういったことを踏まえて、そういったことを注意していただく。自分が住んでいる近くにそういった盛土をしたところがあるんだよ。という認識をすることによって、普段、付近を散歩している。出掛ける。そういう際、自分家にクラックがあると、クラックがやけに入ってきたなど雨も降っていないのに浸水している。あとは、道路の方が沈んできたな、隣の土地の方が沈下しているといったことを、少しでも早く気付くことにより、そういうことによって災害が起きた時に危ないなど自分で、認識してもらって避難してというような認識をしていただくのが目的となっております。

○内田委員 実は聞いたのが、川原場さんも俺もやばい所に住んでいる。この前の地震でやられたのは、グリーンクエストと新治の藤沢団地の所がやられたということで、大きいところはその2つだよな。

○小坂委員長 他に何かございますか。

(「なし」という声あり。)

○小坂委員長 質問もないようですので、(3) その他 アの工事発注状況報告については、各自、資料に目を通していただくということで、説明は省略いたします。

○小坂委員長 執行部から、その他、何かありますか。

○皆藤商工観光課長 2件ございます。1件目なんですけど、3月議会で内田委員の方から、この時、説明させていただきました、土浦市企業立地促進法における産業集積の形成の活性化に関する法律第10条第1項の規定に基づく準則というのを、説明させていただきました。その際、こちらの条例につきましては、まずは、工場立地法の中で、工場の中の緑地の面積を国で20パーセント以上、環境設備につきましては、25パーセント以上と位置づけられています。こちらの方を市で作ることによって、市独自で何パーセントにするかという緩和の割合を付けていいですよというのがございまして、内田委員の方から周りの市町村はどのような状況かということで…こちらの資料になってございます。今回、こちらの一覧表を作らせていただきました。その中で、黒塗りの所が市独自でこの準則を定めた条例を作りまして、緩和しているところでございます。上の水戸市とか日立市の黒塗りされていない所につきましては、緩和措置をとらないで、国の工場立地法に基づく割合で実施しているということでございます。

○小坂委員長 ただ今の説明で、何かご質問等ございますか。

(「なし」という声あり。)

○皆藤商工観光課長 続きまして、天童フェアのチラシを入れさせていただきました。天童市とは、総合交流に関する協定というのを結んでございまして、相互交流で物販等をやらせていただいております。土浦市においても天童市の方に行きまして、レ

ンコンの販売とかさせていただいておりますけれども、毎年、天童市の方からも6月と11月に来ていただいて、天童物産フェア等を開催しております。今回も6月の23日、24日の2日間で、天童フェアを開催させていただく予定ですが、毎年、まちかど蔵と小町の館で実施しておりますけれども、今年度につきましては、6月24日に、J：COMスタジアムの方で2軍のプロ野球の試合がございますので、そちらでも、市の観光物産と一緒に天童フェアを実施したいと考えており、合計3か所で実施していきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします

○佐々木都市計画課長 私の方からも、資料の方は用意してはおりませんが、2点程ご報告がございます。まず1点目でございますが、筑波大学漕艇部が毎年主催いたしました、本市では一昨年から共催となっております、水郷土浦・筑波レガッタの開催についてで、ございます。このイベントは、4人1組となってボートに乗り込んでレースを行うもので、かじ取りは漕艇部の部員が行うと、事前練習もあることから、どなたでも参加して桜川の魅力や水上スポーツの楽しさを感じることができる毎年恒例となっているイベントでございます。今年も7月7日の土曜日に桜川の銭亀橋から匂橋を抜けて開催されることとなりましたので、ご報告の方させていただきます。

2点目でございます。公共交通に関してで、ございます。隣接するかすみがうら市におきまして、JR神立駅周辺、さらには協同病院周辺のエリアを含めてのバス路線の新設を計画しております。このタイミングでかすみがうら市と何かして連携して取り組むことができれば、神立地区の不便地域の解消につながればということですね、現在、かすみがうら市と協議を詰めているところでございます。こちらの詳細につきましては、ある程度内容が固まりましたら、改めて皆さまにご報告の方させていただければと思っております。以上でございます。

○和田道路課長 お配りした資料がございますのでお願いします。平成30年第1回定例会の常任委員会におきまして、内田委員からありました、一級河川桜川の上流、田土部地区の洗堰付近は、堤防が低く洪水被害が懸念されるため、現状把握に努められたいとの意見がございましたので、現在の状況を報告させていただきます。お配りした「一級河川桜川上流の洗堰について」の資料の1ページをお願いします。この写真は、田土部堰と洗堰の位置関係を示した資料です。洗堰は、桜川の水を農業用水として、耕作地へ引き入れるために設けられた堰でありまして、隣接の田土部堰のゲートが閉じた状態となるため、田土部堰から上流の水位が高い状態となります。また、洗堰前後の堤防が低いことから、最近の水害状況について堰の管理者である新治土地改良区へ確認しましたところ、平成20年の大雨の際に河川の水が堤防を乗り越えたことがあり、耕作地（田んぼ）の一部が水に浸る被害があったとのことでした。資料の2ページから4ページにつきましては、現在の田土部堰・洗堰・取入樋門の状況ですが、施設の老朽化に伴った更新工事が平成29年度末までに完了しており、施設更新によって改良された点としまして、以前は、田土部堰のゲートの開閉操作が手動であり、大雨の際には管理人が現地にてゲートを開けていたため、管理人が堰に到着しゲートを開放するまでの時間ロスがそうとうあったとのことですが、更新された施設は、水位の上昇により水圧を感知して

ゲートが、ゲート天端から30センチメートルのところまで、自動で開く仕組みに改善されたことから、田土部堰上流の水位をスムーズに低下させることができるようになり堤防への負担が以前よりも緩和されるとのことです。以上でございます。

○岡田下水道課長 資料はございませんけれども、マンホールカードの方を今年度作成しております。配付状況についてご説明いたします。4月28日から観光協会、まちかど蔵大徳で配布をしております。ゴールデンウィーク中の9日間で805枚。5月27日現在1,212枚を配布しております。配付状況につきましては、市内26パーセント、県内が32パーセント、県外が44パーセントとなっております。

○小林水道課長 土浦市右叡配水場見学会の資料を配らせていただきました。3月の委員会で、5月の事前委員会において見学の開催をというお話がありましたので、本日午後2時から実施いたしますので、よろしく願いいたします。

○皆藤商工観光課長 土浦散策ツアーのチラシを配付させていただきましたが、こちらは天童フェアと同じ6月23日に募集人員20名、参加費3,000円で開催いたしますので、よろしく願いいたします。

○小坂委員長 今日は、右叡配水場の見学ということで、午後2時からということで、私と副委員長で、現地にはまいりますが、あの方方は希望者ということですが、是非、現地の方に来てください。

○柴沼建設部長 新治土地改良区の柴原理事長を目の前にして恐縮ですけれども、取水口本当にきれいになりまして、お配りした資料4ページに洗堰周辺の写真があるかと思いますが、私も現地確認しまして、土地改良区の方で危ない、危険という看板を確認させていただきました。そういったことで、県の方へ要望を出していきたいと思っております。

○内田委員 私の動機は、資料4ページのところの取水口。車が止まっているところに、私が立った時に、桜川の水と虫掛からの堤防がありますよね、その土手の高さここに立った時の位置がえらい低いんですよ。直感ですが。これはどうなっちゃうの。という気持ちでこの前質問したのがきっかけです。2ページの右側の部分を見てもらうと、横堰みたいのがあるでしょう。これは、青く飛び出しているでしょう。上の突き当たるところがりんりんロードなのよ。田土部の堤の土手は土屋様が江戸時代に造ったものなんだよ。要はこっちから水が来た時に、止めましょうという土手なので、規模が小さいし高さだって、高岡新田、藤沢新田、下坂田のあの土手から比べたら話にならない程低いし、県の事業はどうなっているかというところ、だいたい終わっておりますみたいなことで、土浦は、寺内委員のところまで、洪水になるんだよ。りんりんロードの高さで水が越えたら虫掛から市内の方に行ってしまう訳だよ、部長のところまで水が被る訳だよ。この現実を、土浦市の中に全く、何の情報も、何の危機感もないということが、話をして分かったんだよ。県もこの情報を今まで土浦市に出さない。だから、例えば桜川の上流にバルーン堰が4つか5つあるんだよな。それだって桜川全体がプールだとして、水が埋まっている訳だから、プールの容量が少なくなっている訳なんだよ。それを、土浦市民は、水は上から下へ来る訳だから被害は全部土浦に来るんだよ。それを土浦市が分かってなければいけないはずだ。それで今まで、高岡新田だとか藤沢新田、

下坂田の土手の反対側の方が低くて弱かったんだよな。だから決壊する時は、向こうだからといって安心してた訳だよ。ところが県とつくば市で、そっちの土手を強化しようという計画があるが、向こうが丈夫になれば、こっち来るということだから、それをよく調査しないと、とんだことになるんですよ。だから県の情報を土浦市は120パーセント把握して、100年後もこの問題、このままかという話をしなければならないということをお願いしたい。

土浦市としては、例えば、建設部長をトップとすることもいいんですけど、総務部管轄も、市長、副市長もこの問題について危機感を持ってもらわないと…。ということが言いたくてこの話をしました。それで、和田課長には、土木事務所何回も行ってらっしゃっているんだよな。もう1つ、私が数年前に分かったことなんですけど、なぜ、洗堰と田土部堰があるかというところ、ここで、桜川の水が2つに分かれるんだよね。田土部の堰と手前右に行くでしょう、そうすると、水は田土部の堰の堰を越えないんですよ。洗堰の方に水がいく訳ですよ。洗堰で堰き止めたものから、柴原理事長のところまで水をもらっている。この水は真下に降りてここで合流する訳ですよ。新治の人は知っている訳だ。土浦の人はこんなことは分かっていないんだよ。ということで、ここで昔ヤバイから、土屋さんはここで一回土手を止めたという歴史から、桜川の洪水はまだ終わってないよということを考える必要があるんじゃないかなということで、柴沼部長には、お話を、これまで何回かしてきたと…こういうことだよ。県の方から、逐一情報をもらって、委員会の方で説明して下さいよ。ということで部長一言あれば。

○柴沼建設部長 内田委員よりここ2、3年情報をいただきまして、県の方に確認をしておりますので、桜川の河川改修の状況としましては、土浦の河口から10キロメートルは暫定的に河川改修は終わっている。田土部堰から上流は、まだ未改修の部分がありまして、今県の方で桜川の改修工事を行っているのは、桜川の上流の真壁地区の方が未改修の部分が多いので、そういったところで事業を行っております。土浦市域に関しましては、河川の流れを阻害している樹木、そういったものを伐採しまして流下能力をそれなりに河川の機能を保とうというような作業を行っております。

そういった中で、土浦市の洗堰から上流の堤防の計画どうなんだということですけど、今は具体的にはないというのが現状であります。そこら辺も含めてですね、一度、桜川の改修計画について、もう一度確認させていただいてですね、情報提供出来ればなと思っていますところでございます。

○小坂委員長 他に何かございますか。

○勝田副委員長 佐々木課長にお尋ねしますが、先程、神立地域のバスの話なんですけれども、まだ詳細は決まっていないということなんですけど、これは土浦も主体的に関わるのでしょうか。意味は、かすみがうら市がやる施策に乗るのではないかと私は感じているんですけど、かすみがうら市が例えば、土浦市の神立地区にルートを経由して通って、神立の一部も入って、神立駅に寄って、それから協同病院へ行くというルートなのかなと思うんですけども、じゃ神立のどこを通るのかということに関しては土浦市は何かお話をされるのですか。それとも、かすみがうら市が出してきたものを

金銭的な一部補助をするだけに留まるのですか。あるいは、いつ位から、予定としてですね、何年度位からやれる予定なんですか。

○佐々木都市計画課長 今ご質問ございましたが、ルートにつきましては我々の方で、ですね、ただ単に金銭的助成ということではなくて、ルートの方も我々の方も協議の内容を煮詰めまして、今検討を進めていると。時期的なものですけれど、次年度ですか、31年度にですね、なるべく走らせればとのことで、検討を詰めておるところでございます。

○勝田副委員長 そうしますと、川原場先生、川原場先生。これ、1級42号線が通っても、すぐには通らないということですよ。これ、開通の時期とバスが協同病院に行くというのは、ずれ込みますよね。

○川原場委員 はい。

○勝田副委員長 そういふことですので、先生の地域でよろしくお願ひします。

○川原場委員 ちょっといいですか。関連の質問なんですけど、沖宿・田村線が30年以内に完成予定なんですけど、そうしますと関鉄の方も路線の方を確保したいということだと思いますよね。そういう絡み合いはどうなんですか。民間との。

○佐々木都市計画課長 先程もお話した通り、今現在かすみがうら市と詰めている経緯は、かすみがうら市の方で、ある程度向きが見えてきたというのがございまして、その今のタイミングで、ですね、何とか市の方もそちらと協議をすることによって、神立地区で神立中央ですとか、神立町、うちの方で29年度に作成しました、土浦市地域公共交通網形成計画の中で、その辺について何かしらの解消につながればと、密に連携をとって協議をしているところございまして、今お話があった他の路線につきましては、別で土浦市地域公共交通網形成計画の中で、地区長さんと今話し合いをしていると。例えばどんなパターンが考えられるのかとか、その辺の話し合いを詰めているところでもあります。そして一通り、昨年度、不便地域の区長さんと話し終えまして、本年度もですね、今継続して、話し合いを進めればと考えているところございまして。

○小坂委員長 その他について、委員の方から何かございましてか。よろしいですか。
〔なし〕という声あり。

それでは、執行部の方は退席していただいて結構です。お疲れ様でした。

(執行部退席)

○小坂委員長 協議事項について

- ①産業建設委員会・JA土浦懇談会について
開催日時 6月4日(月)午後6時～
開催場所 ホテルマロウド筑波 会費 5,000円
- ②全員協議会
開催日時 6月5日(火)午前9時30分～
開催場所 第1委員会室
- ③産業建設委員会と執行部との懇親会について
開催日時 6月13日(水)午後6時～

開催場所 ホテル アルファ・ザ・土浦 会費 7,000 円

④産業建設委員会と土浦商工会議所懇親会について

開催日時 7月2日(月)午後6時～

開催場所 かね喜土浦店 会費 5,000 円

⑤議会報告会の意見交換であった意見(提言)についての回答
について(別添資料)

○小坂委員長 続きまして、議会報告会の意見交換における回答について、6月19日(火)議会最終日の全協で報告するため、産業建設委員会への質問内容について、次回の定例会中の委員会は、6月13日の午後になるかと思いますが、その時に、別添資料六中地区公民館での意見交換において未回答だった意見(提言)の回答についての15番「土浦の街づくりについて」、16番「産業建設委員会報告のf-Bizについて」の委員会からの回答につきましては、議会最終日の全協で報告するためには、次回の定例会中の委員会までに、まとめさせていただきたいと思います。

意見交換で未回答の意見(提言)について産業建設委員会での回答について、まず最初に、質問項目「産業建設委員会報告のf-Bizについて」の質問内容の方から、「延べ件数」ではなく「実件数」というご質問でしたが、先方の富士市産業支援センターf-Bizでは、事業所(会社)の実件数については、公表していないということでしたので、相談件数のみの報告という回答をさせていただきたいと思います。

次に、「土浦の街づくりについて」、「若い方がウキウキするような店づくり、街づくりをしてほしい。40年前のような駅周辺の楽しいウキウキした街を期待している。」ことについて委員会からの回答については、どういたしましょうか。

(「前向きに取り組んでいくとしかないのでは。」という声あり。)

(「前向きにやっています。」という声あり。)

(「委員会で議論しています。」という声あり。)

○小坂委員長 ということで、次の委員会までをお願いいたします。

次に、⑥次回の行政視察の日程につきましては、日時 10月11日(木)～12日(金)(1泊2日)場所につきましては、未定となっております。

以上で、産業建設委員会を終わります。お疲れ様でした。